
鋼船規則検査要領

W 編

船橋視界

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 11 月 1 日 達 第 85 号

2011 年 7 月 7 日 技術委員会 審議

2011 年 11 月 1 日 達 第 85 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

W2 船橋視界

W2.1 船橋視界

W2.1.4 として次の 1 条を加える。

W2.1.4 船側

-1. 規則 W 編 2.1.4 にいう「船橋ウイングからは船側が見えなければならない。」とは、次の(1)又は(2)に掲げる状態をいう。

- (1) 最小喫水状態において、航海者が船橋ウイングから身を乗り出した状態で船の最大幅における船側を安全に視認できること。ただし、船橋ウイングから船の最大幅における船側までの距離は 400mm を超えてはならない。（図 W2.1.4-1.参照）
- (2) 最小喫水状態において、船の全長にわたって船の最大幅から 500mm 以遠の海面が船橋ウイングより視認できること（図 W2.1.4-2.参照）。ただし、他船又は海洋構造物に近接して作業に従事する船舶（例えば、引船、押船及び洋上補給船等）については、最小喫水状態において、船の全長にわたって船の最大幅から 1,500mm 以遠の海面が船橋ウイングより視認できること。

図 W2.1.4-1.及び図 W2.1.4-2.として次の 2 図を加える。

図 W2.1.4-1.

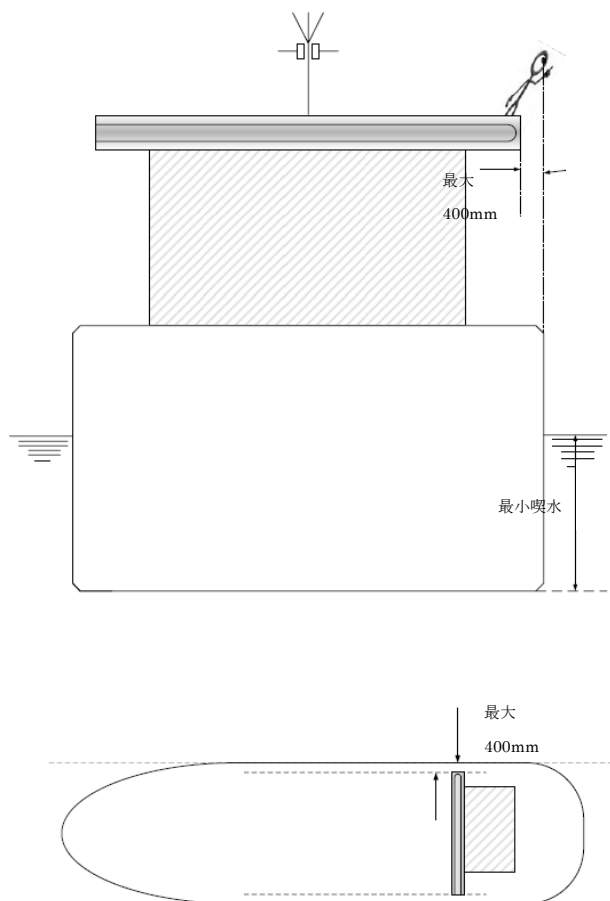
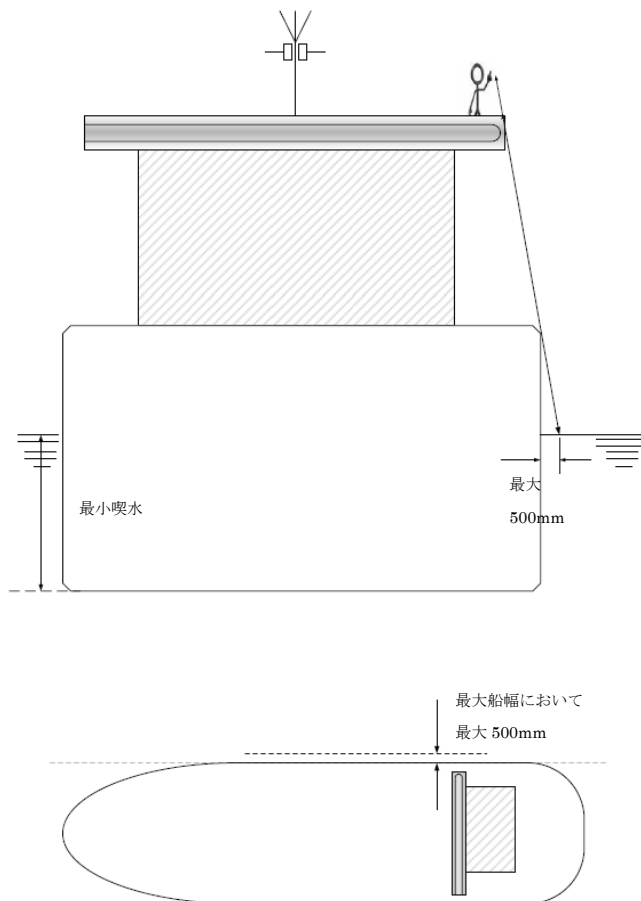


図 W2.1.4-2.



附 則

1. この達は、2012 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。